

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書(総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

年 月 日

検査結果証明書

検査を依頼した無線局の免許人 宛て

登録検査等事業者の
 氏名又は名称(注1)
 登録の番号

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の検査を行い、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。

検査年月日(注2)		判定員の氏名及び 該当区分(注3)	
点 検 年 月 日		点検員の氏名及び 該当区分(注3)	
無 線 局 の 種 別		免 許 番 号	
識 別 信 号		点 検 場 所	
検 査 結 果	無線従事者の資格及び員数(注4)	☐ 電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。 ☐ 電波法第39条、第40条及び第50条の規定のいずれかに違反している。	
	時計及び書類(注5)	☐ 電波法第60条の規定に違反していない。 ☐ 電波法第60条の規定に違反している。	
	無線局の無線設備(注6)	☐ 工事設計に合致している。 ☐ 工事設計に合致していない。	
備 考			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

- 注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
- 2 判定員が判定を行った日とすること。
- 3 該当区分は、判定員にあつては法別表第4のいずれかに掲げる条件、点検員にあつては法別表第1のいずれかに掲げる条件のうち該当するものを「第1号」のように記載すること。
- 4 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線従事者の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。
- 5 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により法第60条の時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第60条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。
- 6 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線設備の検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合致している。」にレ印を入れること。
- 7 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。